

# おしらせHOTコーナー 案内



**おしらせHOTコーナー**

ハッピーごまちゃん®

市役所の電話  
**996-2111**

FAX  
**995-7367**



## 会議の開催

●八潮市立保健センター運営委員会の傍聴  
 日5月30日(火) 午後1時30分～2時30分  
 場保健センター  
 内平成28年度保健センター事業実績報告・平成29年度保健センター事業計画について  
 定5人(当日先着順)  
 問健康増進課 ☎95・3381

## 八潮メセナおよび八潮メセナ・アネックスの臨時休館

館内清掃などのため、休館します。  
 日5月3日(祝)～5日(祝)  
 問八潮メセナ ☎98・2500

## 臨時福祉給付金(経済対策分)申請受付中

日7月31日(月)まで  
 対平成28年度分の市民税が課税されていない方※課税者の扶養になって

第1回八潮市議会定例会で教育委員会委員の選任案が同意され、4月1日付で、次の方が任命されました。

## 教育委員会委員の任命

(再任) 加藤 正道 氏  
 (任期) 平成29年4月1日～平成33年3月31日

いる方を除く  
 ※支給要件など、詳しくはお問い合わせください。  
 問八潮市給付金専用フリーダイヤル ☎0120・840・920(受付日午前9時～午後5時※土・日曜日、祝日を除く)、社会福祉課 ☎810



## 協働のまちづくり推進事業助成金

対本市のまちづくりに関する課題の解決のために行う事業で、次のすべてに該当するもの  
 ▼市内に事務所または活動場所を有すること▼構成員が5人以上であること▼団体の運営に関する規約などを定めていること▼適切な会計処理が行われていること  
 助成額 対象経費の2分の1以内(上限10万円、10000円未満切り捨て)※公開プレゼンテーションによる事業説明、専門委員による審査あり  
 日5月12日までに、応募用紙(市民

## 太陽光発電設備の設置に補助金を交付

協働推進課または市ホームページで入手)を市民協働推進課(☎465)窓口へ  
 自然エネルギーの利用促進を図り、地球温暖化対策を推進するため、一般住宅に太陽光発電システムを設置する方を対象に補助金を交付します。対自らが居住する市内の既存住宅または新築住宅に4月1日から平成30年3月20日までに補助対象設備を設置した方(法人は対象外)  
 対象設備 「八潮市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱」に適合する住宅用太陽光発電システム  
 補助金額 3万円  
 日平成30年3月22日までに、所定の申請用紙(環境リサイクル課または市ホームページで入手)および添付書類を環境リサイクル課窓口へ(郵送不可)  
 ※申請は、工事完了後に受け付けます。  
 ※手続代行による複数の同時申請はできません(1人1件まで)。  
 ※予算枠に達し次第締め切り  
 問環境リサイクル課 ☎338

## 野外焼却(野焼き)の禁止

野外焼却とは、法令に定められた焼却炉を使わず、ドラム缶などを使用してごみを燃やしたり、農地や庭先の地面で直接ゴミを燃やしたりする行為です。  
 野外焼却は、人体に悪影響を与え

防災行政無線  
 テレホンサービス  
**0120-840-225**  
 防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

るといわれているダイオキシン類を発生させます。また、煙や臭いで気分が悪くなったり、布団や洗濯物に臭いや汚れがついたりするなど、近隣に多大な迷惑をかけてしまいます。昨今、市民の大气汚染や健康問題に対する関心が強くなってきており、野外焼却に関する苦情も増えています。

野外焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「埼玉県生活環境保全条例」で禁止されており、罰せられる場合もあります。  
 野外焼却を発見した場合や、野外焼却に伴う煙や臭いでお困りの場合はご相談ください。また、火災の危険があるときは、消防署へ通報してください。

## コバトンお達者倶楽部の終了

65歳以上の方の介護予防事業として行っている「コバトンお達者倶楽部」は、12月31日で終了します。スタンパードの配布は、9月30日までとなり、平成30年1月1日以降、カードは利用不可となります。  
 問長寿介護課 ☎448、制度についての問い合わせは、県地域包括ケア課 ☎048・830・3256



## 生涯学習まちづくり出前講座をご利用ください

ボランティア講師や市職員が皆さんの元へ出向き、得意分野や生活に役立つ情報について、講義を行います。

問市民協働推進課 ☎465

日平日・休日問わず、午前9時から午後9時までの間で2時間以内  
 場市内

対市内在住・在勤・在学の原則5人以上の方(メニューによっては最低開催人数を設けているものがあります)

費無料(材料費などがかかる場合あり)

問開催日の14日前までに、窓口、電話、ファクスまたは電子申請で各担当課へ

民間企業編・・・商工観光課 ☎479、FAX995-7367

教職員編・・・指導課 ☎359、FAX998-0828

その他メニュー・・・市民協働推進課 ☎465、FAX995-7367

### 新規講座の紹介

メニュー名	講師
あなたの知らない美術の裏側	芝葉 哲さん 元東京都美術館・東京都現代美術館学芸員 元東京都写真美術館学芸課長
「うちの子に限って」障害受容とその後	NPO法人 WISH8
心のケアが必要な方の支え方	YSK(八潮市精神障害者家族会)
「災害時避難所運営模擬体験」～(避難所運営ゲーム=HUG)～	やしお孤立問題研究会

この他のメニューなど詳しくは、市ホームページまたは公共施設に配置した冊子をご覧ください。

## えせ同和行為を排除しましょう

### — 埼葛えせ同和行為対策強化月間 —

本市を含む埼葛12市町では、毎年4月を「埼葛えせ同和行為対策強化月間」と定め、同和問題の解決の妨げとなっている「えせ同和行為の排除」を呼びかけています。

問人権・男女共同参画課 ☎811、社会教育課 ☎365

### 「えせ同和行為」とは

個人、企業、行政機関などに対して、同和問題の解決に努力しているように装い「図書等物品購入の強要」や「寄付金・賛助金の強要」など、不法・不当な行為や要求をすることです。

このような行為は、要求を受けた人が被害に遭うだけでなく、国民の間に同和問題に対する誤った意識を植えつけ、新たな偏見や差別意識を生む要因となり、同和問題解決のために多くの人々が積み重ねてきた人権教育や啓発活動の効果を一挙に覆す許されない行為です。

### えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為に対して応じる義務はありません。き然とした態度で断固拒否し、えせ同和行為を排除しましょう。その場しのぎの安易な対応は更につけ込まれ、同和問題の解決を遅らせることになります。

※同和問題とは…「同和地区に住んでいる」あるいは「同和地区に生まれた」という理由で、結婚や就職、日常生活などの面で差別を受け、憲法が保障する「基本的人権」が侵害されるという、日本の歴史の中で生み出された、現在もなお存在する我が国固有の重大な人権問題です。こうした中、平成28年12月16日から「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、埼葛12市町では同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて、引き続き連携しながら、人権教育・啓発活動を積極的に推進していきます。